平成２７年（フ）第１６５２号
福岡市中央区大手門１丁目４番27―704号
債務者　吉田　竜也
1　決定年月日時　平成27年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４５号
福岡県直方市大字頓野2307番地９　県住19―305号
債務者　加島　裕美
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２７年（フ）第５８８号
熊本市北区山室５丁目１番14号
債務者　池田　　工
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２６６号
山梨県北杜市明野町上手5028番地
債務者　伊藤　美子
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１００号
山口県宇部市新町５番10―201号みすとらる2000
債務者　熊毛　貴茂
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第１２３号
青森県八戸市類家１丁目２番15号　サンルモンド１―Ａ、前住所青森県八戸市小中野４丁目５番12号
債務者　田畑　三雄
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第７２号
新潟県三条市北新保２丁目４番22号
債務者　袖山　忠平
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第７３号
新潟県三条市北新保２丁目４番22号
債務者　袖山　榮子
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第７４号
千葉県我孫子市湖北台９丁目２番15号　パルモ湖北台102号、前住所新潟県三条市北新保２丁目４番22号
債務者　袖山　忠雄
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第２７０号
金沢市額新保１丁目275番地１　コンテントサウス　206号、従前の住所金沢市小立野１丁目４番47号
債務者　吉田　順子
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１７３１号
名古屋市名東区高針台１丁目712番地　サンパーク大鐘Ⅱ401号
債務者　井手　初子
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７３号
群馬県前橋市富士見町時沢269番地２、前住所三重県四日市市笹川６丁目29番地１　公団18―506
債務者　荒井　健晴
1　決定年月日時　平成27年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第７８９号
神戸市中央区脇浜海岸通３丁目２番11―207号
債務者　橘田　　香
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８３１号
神戸市垂水区神陵台８丁目10番18号
債務者　森　　里美（旧姓竹谷・大杉）
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８３２号
兵庫県三田市弥生が丘４丁目６番地４
債務者　岡田顕士郎
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８４１号
神戸市東灘区向洋町中３丁目１番地イーストコート９番街１―609号
債務者　岡村　將也
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部